

日本籍船舶における蓄電池室の通風装置の閉鎖に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

日本籍船舶における蓄電池室の通風装置の閉鎖に関する事項

改正理由

蓄電池室においては蓄電池から発生する可燃性ガスが、通風装置の閉鎖により区画内に滞留し爆発を起こす危険性があることから、IACS は当該区画の通風装置の閉鎖要件に関する統一解釈 SC240 を 2010 年 10 月に採択しており、本会は既に本統一解釈を関連規則に取入れ、外国籍船舶に対して適用している。

今般、2011 年 7 月に開催された IMO 第 55 回防火小委員会（FP55）において本統一解釈が合意されたことから、IACS 統一解釈 SC240 に基づき日本籍船舶に対しても本統一解釈を適用するよう関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 蓄電池室における通風装置に対し、特定の条件を満足する場合、閉鎖装置を省略して差し支えない旨を規定した。
- (2) 蓄電池室の通風装置に閉鎖装置を備える場合、非常時以外は閉鎖装置を開放する旨の銘板を閉鎖装置近傍に掲げるよう規定した。